

マンホールポンプ更新工事 特記仕様書

魚沼市ガス水道局

1 節 一般事項

1. 1 適用

- 1 本仕様書は以下の工事に適用する。

工事番号：下工単 R4-19

工事名称：堀之内処理区(小出特環)マンホールポンプ更新工事

工事箇所：魚沼市 十日町ほか 地内

- 2 本仕様書に特に定めのない事項については、新潟県土木部土木工事標準仕様書の規定によるものとする。

1. 2 工事範囲

以下の通りとする。

工事箇所：小出特環第 4 中継ポンプ場（魚沼市虫野 1603-8 地先）

小出特環第 12 中継ポンプ場（魚沼市十日町 483-1 地先）

工事概要：当該マンホールポンプ内の汚水ポンプ 4 台について、以下の作業を行う。

- ① 新設ポンプの製作
- ② 既設ポンプの撤去
- ③ 新設ポンプの据付
- ④ 試運転調整

1. 3 承諾図書

請負者は、本工事に関わる機器製作に先立ち、承認図書を監督員に提出するものとする。なお、承認図による監督員の承諾後でなければ、機器製作および施工に着手してはならない。

1. 4 試験（試運転および調整）

- 1 製作工場においてポンプは JIS B 8301、JIS B 8302 に基づき、組み立て完成後に通水試験、性能（動作）試験、絶縁抵抗試験を行う。
- 2 現地において総合試運転を実施し、正常な運転および下流マンホールへ放流が正常に行われていることを確認すること。その際は当該下水道施設維持管理業務受託業者に立会を求めること。
- 3 上記試験結果は、完成図書内にまとめること。

1. 5 段階確認

段階確認は、使用材料確認時に 1 回、ポンプ撤去・据付時に 1 回行うほか、その他必要な場合に行う。

1. 6 材料保管

工事の竣工までの期間、機器および材料の保管の責任は請負者にあるものとする。

1. 7 安全対策

- 1 交通誘導警備員：2人／日、2日間（計4人日）
- 2 交通誘導警備員については、警察等関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合や現地の状況により、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。

1. 8 軽微な変更

本工事に伴う構造物および機器配置等の関係で生じる軽微な変更は、請負金額に増減なく施工すること。

1. 9 保証期間

- 1 機器の保証期間は引渡しを受けた日から1箇年とする。
- 2 保証期間内に明らかに請負者の設計、製作、施工の不備に起因する故障が生じた場合は、請負者の責任において直ちに修理または取替えをしなければならない。

1. 10 その他の留意事項

- 1 工事施工に必要な関係官公庁、その他の者に対する諸手続きは、監督員の承諾を得て請負者において迅速に処理するものとし、手続きに必要な経費は請負者の負担とする。
- 2 請負者は、工事施工にあたり住民等に工事内容を説明し、理解と協力を得ること。
- 3 請負者は、住民からの要望、もしくは住民等との交渉があった時は遅滞無く監督員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに報告すること。

第2節 ポンプ設備

2. 1 ポンプ

- 1 構造概要（既存の施設に設置可能なものを原則とする）
 - ① ポンプの種類等は設計図書による。
 - ② 本ポンプは汚水を揚水するもので、汚水中において連続運転に耐えうる堅牢な構造とする。
 - ③ ポンプは振動や騒音が少なく、円滑に運転できるとともに、特に有害なキャビテーション現象が発生しないような構造とする。

2 各部の構造

- ① 電動機部保護のため、保護装置はオートカットまたはサーマルプロテクタを装備するものとし、モーター出力が1.5 kW以上の場合は浸水検知器も内蔵するものとする。
- ② ケーシングは内部圧力および振動等に対する機械的強度並びに腐食、磨耗を考慮したものとする。
- ③ 羽根車はバランスを十分に取り、回転時に振動、騒音を引き起こす原因とならない構造とする。
- ④ 主軸は電動機軸を延長したもので、伝達トルクおよびねじり振動に対しても十分な強度を有するものとする。
- ⑤ 軸封部にはメカニカルシールを用い、運転中、停止中を問わず異物がモーター内に浸入しないよう中間に潤滑油を密封した二段構造とする。また、シールの取り替えが容易にできる構造とする。

2. 2 機器の塗装

鋳鉄部等、塗料による防蝕処理が必要な箇所は、塗装を施すものとする。

2. 3 機器の据付

マンホール内のステップおよびマンホールのセンターを基準とし、正確に墨出しすること。既設配管とポンプ本体のガタつき、接続部および弁類よりの漏水等が見られる場合は、監督員と協議し更新等必要な処置を施すこと。

2. 4 撤去品の処分

本工事において発生する撤去品については数量および写真を明確に記録、報告し、適正に処分を行うこと。撤去品が有価物処理できる場合、請負者は処理後に明細を提出し、市の発行する納付書等によりその金額を支払うこと。

第3節 その他

3. 1 既設設備の運用

当該施設は常時汚水が流入する施設であることから、施工の際は下流への流下不良および汚水溢水が発生しないよう細心の注意を払い、必要に応じて当該下水道施設維持管理業務受託業者に立会を求めること。

3. 2 その他

本仕様書に定めない事項および疑義が生じた場合は、監督員と協議を行い、これに従うこと。